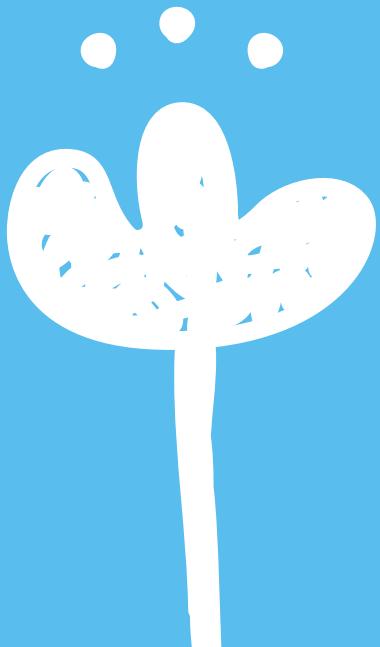


福岡市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例のあらまし

# ポイ捨てゼロ! FUKUOKA

みんなのちょっとした心がけが  
まちをもっとキレイにするよ



# きれいな街づくりのために

福岡市では、空き缶等の投げ捨てを防止してリサイクルを進め、環境と調和した地域社会を築くことを目的に、「福岡市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例」を、平成5年10月1日より施行しています。

福岡市だけでなく、福岡都市圏の17市町が一斉に同様の条例を定めることにより、行政の枠を越えて一体となって取り組んでいます。

## 条例では、みんなの責任と役割を定めています

### 市民・滞在者

地域の清掃活動や集団回収への協力など、環境にやさしい生活行動をとる。

空き缶・空きびん、たばこ、チューインガム、チラシなどの投げ捨てをしない。

条例の目的を達成するために、市が行う施策に協力する。



### 事業者

地域の環境に十分配慮し、調和した事業活動に努める。

空き缶や空きびんなどの投げ捨てを防止してリサイクルを進めるための必要な措置をとるとともに、適正な処分方法について消費者の啓発に努める。

条例の目的を達成するために、市が行う施策に協力する。



### 福岡市

空き缶・空きびんなどの投げ捨てを防止してリサイクルを進めるための総合的な施策を策定し、実施する。

市民・滞在者及び事業者の意識の啓発に努める。



# 特定容器回収促進区域では、 次のようなルールがあります

## 特定容器回収促進区域とは

空き缶や空きびんの投げ捨て防止やリサイクルの推進に、重点的に取り組む区域です。福岡市では、10か所が指定されています。

空き缶・空きびんの投げ捨ては、罰則をもって禁止しています。



空き缶・空きびんは回収容器に投入するか、持ち帰らなければなりません。

### ◎ 違反者への措置

空き缶・空きびんを捨てたり放置 → 違反 → 違反 → **罰金**  
(3万円以下)



缶・びん入り飲料を販売する事業者は、その販売店や自動販売機の設置場所に、空き缶・空きびんの回収容器を置かなければなりません。



自動販売機で缶・びん入り飲料を販売する場合の回収容器の基準

- ① 材質は金属、プラスチック、その他容易に破損しないものであること。
- ② 容積は30ℓ以上であること。
- ③ 空き缶・空きびん以外のものを入れてはならない旨の表示をすること。
- ④ 自動販売機から5m以内で空き缶や空きびんの投入に支障のない位置に設置すること。

### ◎ 違反者への措置

回収容器を設置しない者 → 違反 → 違反 → **罰金**  
(5万円以下)



回収容器を設置したら、その回収容器をきちんと管理しなければなりません。



### ◎ 違反者への措置

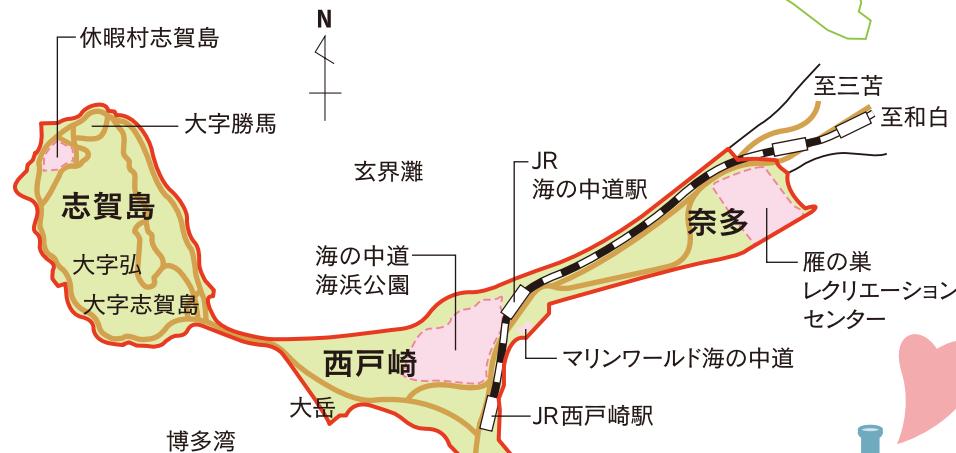
回収容器を適正に管理しない者 → 違反 → **公示**



## 福岡市の特定容器回収促進区域

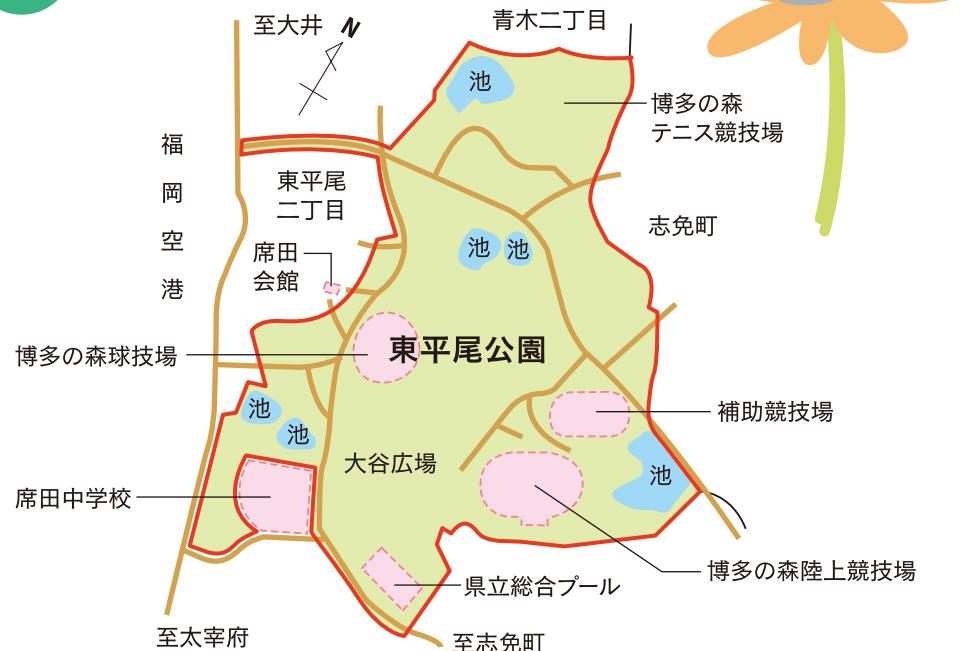
### 東区

#### 1. 志賀島・西戸崎・海の中道地区



### 博多区

#### 2. 東平尾公園地区



# 福岡市の特定容器回収促進区域

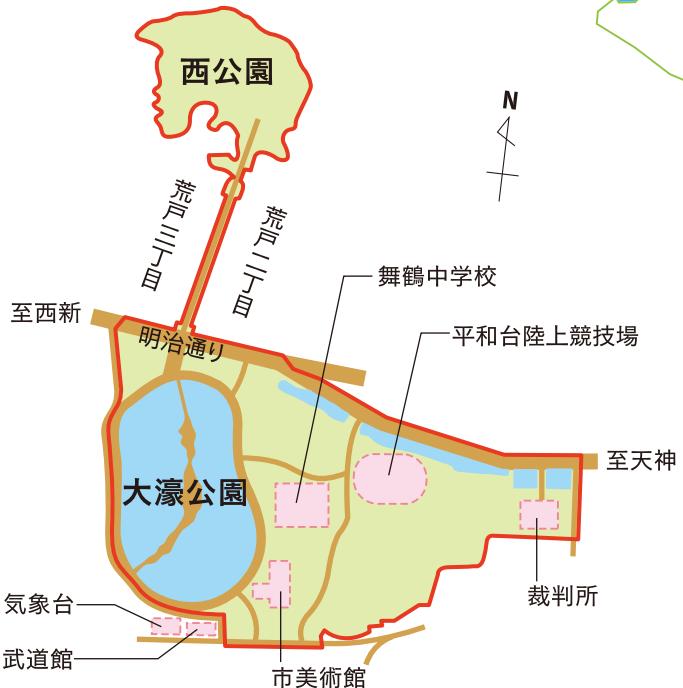
博多区

## 3. 博多ふ頭(ベイサイドプレイス博多)周辺地区



中央区

## 5. 大濠・舞鶴・西公園地区



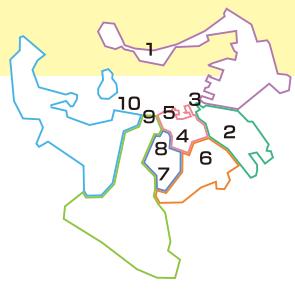
中央区

## 4. 天神地区



南区

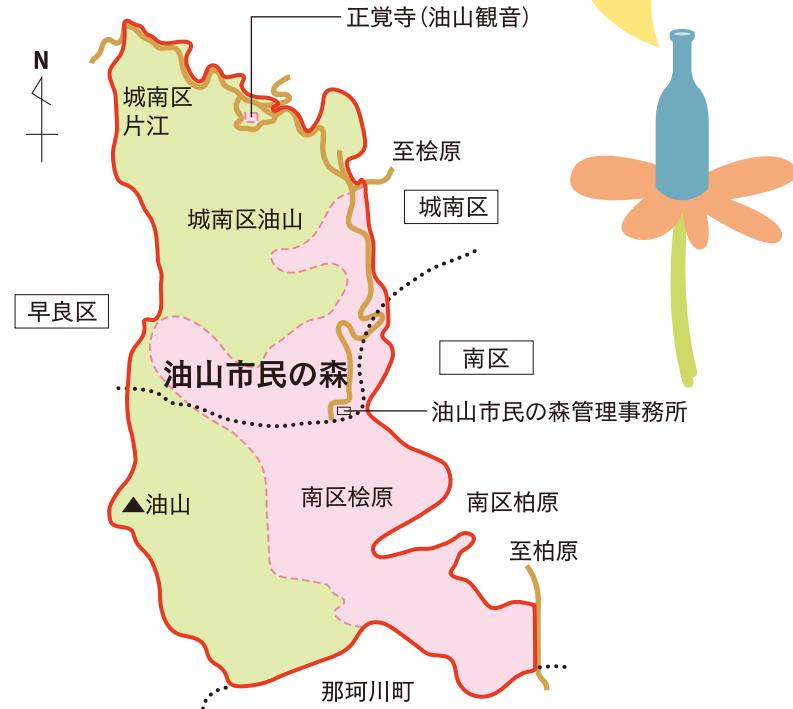
## 6. 大橋一丁目地区



# 福岡市の特定容器回収促進区域

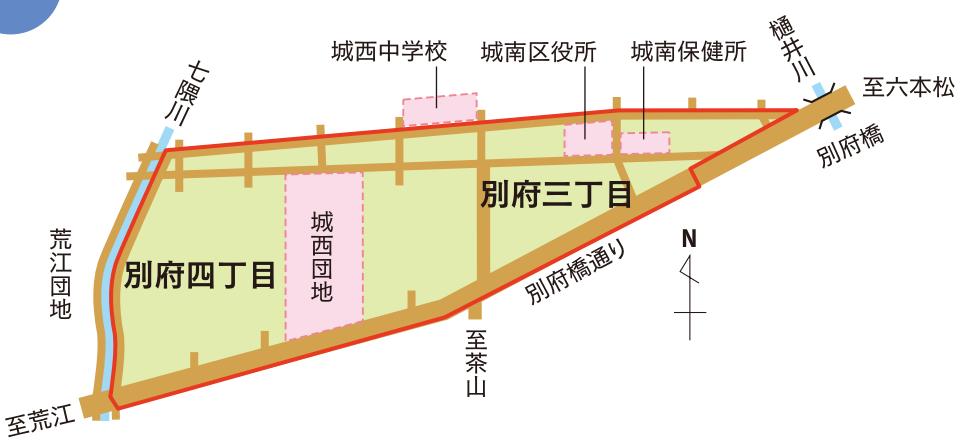
南区  
城南区

## 7. 油山地区



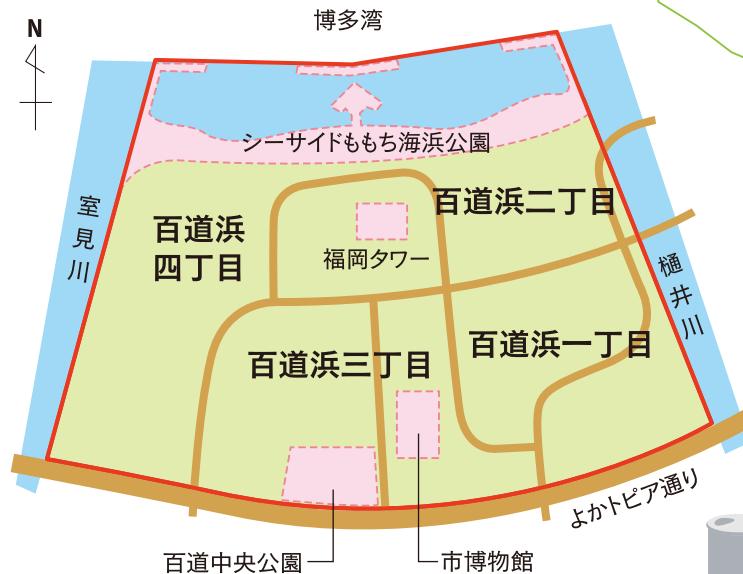
城南区

## 8. 城南区役所周辺地区



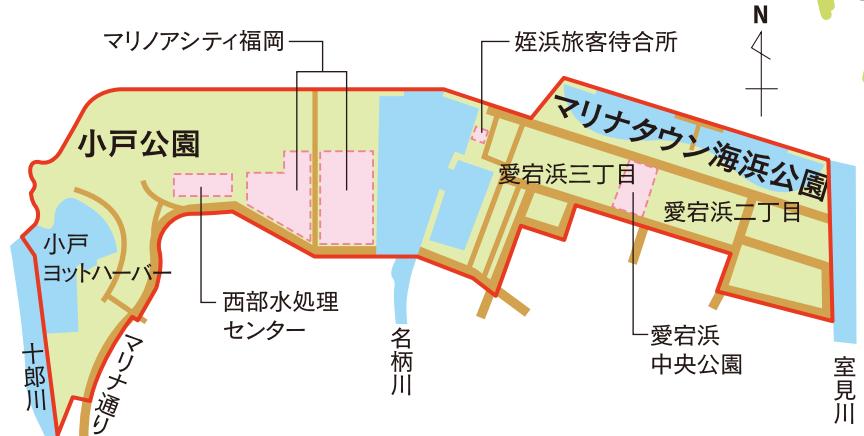
早良区

## 9. 百道浜地区



西区

## 10. 小戸公園・マリナタウン海浜公園地区



# 福岡市空き缶等の散乱防止 及びその再資源化の促進に関する条例(抜粋)

(目的)

**第1条** この条例は、地域的規模の環境問題に対応し、都市圏内の市町一体の取り組みとして、回収促進資源物の散乱を防止し、その回収による再資源化を促進するための措置を講ずること等により、生活環境の快適性の向上及び資源の有効利用を図り、もって環境に配慮した住民活動を促すとともに、環境と調和した地域社会の構築に資することを目的とする。

(定義)

**第2条** (第1項～第3項 略)

4 この条例において、「特定容器」とは金属製又はガラス製の飲料用の容器包装(食品衛生法(昭和22年法律第233号)第4条第5項の容器包装をいう。以下同じ。)その他その散乱が生活環境の快適性を阻害し、かつその回収による再資源化が容易なものとして規則で定める容器包装をいう。

(市の責務)

**第3条** 市は、この条例の目的を達成するため、生活環境の快適性の向上及び資源の有効利用を図るために必要な施策を総合的に講ずるものとする。

2 市は、この条例の目的を達成するため、住民、滞在者及び事業者に対して意識の啓発を図るよう努めなければならない。

(事業者の責務)

**第4条** 事業者は、地域において自らの事業活動を地域の環境と調和したものとし、その取り扱い回収促進資源物の散乱を防止し、その回収による再資源化を促進するために必要な措置をとるとともに、この条例の目的を達成するために市が行う施策に協力しなければならない。

2 製品の製造又は販売を行う事業者は、当該製品の散乱の防止及び再資源化が容易になるために必要な配慮をしなければならない。

(住民等の責務)

**第5条** 住民及び滞在者は、自らの生活行動を地域の環境に配慮したものとするよう努めるとともに、この条例の目的を達成するために市が行う施策に協力しなければならない。

2 住民及び滞在者は、たばこ、チューインガム、チラシ等の投げ捨てその他生活環境の快適性を阻害する行為をしてはならない。

(促進区域の指定)

**第8条** 市長は、特定容器の散乱を防止し、その回収による再資源化を促進するための措置を重点的に実施する必要があると認める一定の区域を、特定容器回収促進区域(以下「促進区域」という。)として指定することができる。

(第2項～第4項 略)

(回収容器の設置等)

**第9条** 促進区域内において、特定容器に容れた商品の小売業を営む者(以下「特定事業者」という。)は当該商品を販売する場所において回収容器(使用済みの特定容器を収納する容器をいう。以下同じ。)を設置しなければならない。

2 特定事業者は、前項の回収容器を、その機能が十分発揮されるよう適正に管理しなければならない。

3 市長は、促進区域内の土地又は建物の占有者(占有者がない場合には、管理者とする。)に対し、必要であると認める場合には、回収容器の設置及びその適正な管理その他の必要な措置をとることを要請することができる。

4 前項の要請を受けた者は、これに協力するよう努めなければならない。

5 市長は、促進区域内において、第1項及び第3項の回収容器設置場所以外で必要な場所において回収容器を設置し、これを適正に管理するものとする。

(特定容器の適正処理)

**第11条** 何人も、促進区域内においては、その使用済みの特定容器を回収容器に投入し、又は持ち帰るため自己の所持の下に置かなければならない。

(回収容器設置者の責務)

**第12条** 第9条第1項、第3項及び第5項の規定により、回収容器を設置した者は、回収された特定容器の再資源化を図るよう努めなければならない。

(勧告、命令及び公表)

**第13条** 市長は、特定事業者が第9条第1項の規定に違反しているときは、当該特定事業者に対し、期限を定め、回収容器を設置すべき旨の勧告をすることができる。

2 市長は、前項の勧告を受けた特定事業者が、正当な理由がなくてその勧告に従わないときは、当該特定事業者に対し、期限を定め、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

3 市長は、特定事業者が第9条第2項の規定に違反していると認めるときは、当該特定事業者に対し、適正な管理を図るために具体的な措置を示して勧告することができる。

4 市長は、前項の勧告を受けた特定事業者が、正当な理由がなくてその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

**第14条** 市長又は市長の委任を受けた職員は、第11条の規定に違反した者に対し、期限を示して、その使用済みの特定容器を回収容器に投入し、又は自己の所持の下に置くべきことを命ずることができる。  
(報告の徴収等)

**第15条** 市長は、第13条の規定の施行に必要な限度において、特定事業者に対し、回収容器の設置状況又はその管理状況に関し必要な報告を求めることができる。

2 市長又は市長の委任を受けた職員は、前条の規定の施行に必要な限度において、関係人に対し、その使用済みの特定容器の処理方法等に関し、必要な質問をることができる。

(立入調査)

**第16条** 市長は、第13条の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定事業者の事務所又は事業場の土地又は建物に立ち入り、回収容器の設置状況又はその管理状況に関し必要な調査をさせることができる。

(第2項 略)

**第19条** 第13条第2項の規定による命令に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の罰金刑を科する。

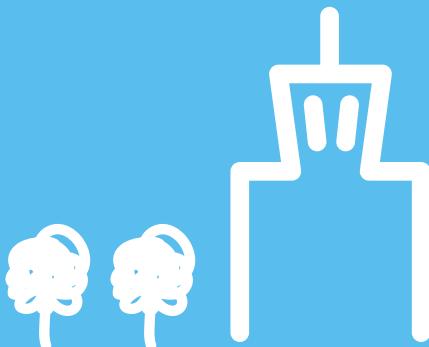
**第20条** 第14条の規定による命令に違反した者は、3万円以下の罰金に処する。

# お問い合わせ先

## 各区役所生活環境課

- |                    |          |
|--------------------|----------|
| ● 東 区              | 645-1061 |
| ● 博 多 区            | 419-1068 |
| ● 中 央 区            | 718-1091 |
| ● 南 区              | 559-5374 |
| ● 城 南 区            | 833-4086 |
| ● 早 良 区            | 833-4340 |
| ● 西 区              | 895-7050 |
| ● 西部出張所<br>(市民相談係) | 806-9430 |

環境局家庭ごみ対策課 711-4346



このパンフレットは再生紙を使用しています。